

# マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

**申請者本人：15歳未満の方、または成年被後見人の方の場合**

**窓口に来る方：法定代理人（15歳未満の方の親権者、成年後見人など）**

必要書類	詳細
<b>交付通知書</b> (はがき)	<ul style="list-style-type: none"><li>■<b>交付通知書がない場合、持参する本人確認書類が下記の書類とは異なります。</b>お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室にお電話ください。</li><li>■法定代理人が交付通知書裏面の回答書欄をご記入の上、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】</li></ul>
<b>申請者本人の本人確認書類</b> (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none"><li>■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none"><li>①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。<ul style="list-style-type: none"><li>① (合計2点) A書類2点</li><li>② (合計2点) A書類1点とB書類1点</li><li>③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点</li><li>④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + <b>次の顔写真証明書1点</b></li></ul></li></ul></li><li>■【顔写真証明書】 所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人の署名または記名・押印を受けることで作成</li></ul>
<b>代理人の本人確認書類</b> (顔写真付きが必須)	<ul style="list-style-type: none"><li>■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。<ul style="list-style-type: none"><li>①、②のいずれかの書類をお持ちください。<ul style="list-style-type: none"><li>① (合計2点) A書類2点</li><li>② (合計2点) A書類1点とB書類1点</li></ul></li></ul></li><li>※A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人にはなれません。</li></ul>
<b>申請者本人と法定代理人の関係を証明する書類</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■同一世帯や箕面本籍の場合は原則不要です。</li><li>■成年後見人の方は以下2点の原本をお持ちください。<ul style="list-style-type: none"><li>① 登記事項証明書</li><li>② ①に記載された後見人の住所と名前が確認できる書類1点</li></ul></li></ul>
(お持ちの方のみ) ・通知カード ・住民基本台帳カード ・古いマイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"><li>■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。(初回交付時)</li><li>■住民基本台帳カードはマイナンバーカードと交換で市が回収します。</li><li>■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。</li></ul>

顔写真証明書が必要な場合は、手続き方法などを詳しくご説明した上で、市役所から郵送いたしますので、お電話などでご相談ください。



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

A書類	B書類
<p><b>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ マイナンバーカード</li><li>■ 運転免許証</li><li>■ 運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります)</li><li>■ パスポート (住民票に記載されている氏名の記載があるもの)</li><li>■ 住民基本台帳カード</li><li>■ 身体障害者手帳</li><li>■ 精神障害者保健福祉手帳</li><li>■ 療育手帳</li><li>■ 在留カード</li><li>■ 特別永住者証明書</li></ul> <p>○ 更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカードもA書類として使用することができます。</p> <p>○ A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。</p>	<p>住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 健康保険証</li><li>■ 介護保険証</li><li>■ 後期高齢者医療被保険者証</li><li>■ 年金手帳</li><li>■ 基礎年金番号通知書</li><li>■ 生活保護受給者証</li><li>■ 児童扶養手当証書</li><li>■ 特別児童扶養手当証書</li><li>■ 自立支援医療受給者証</li><li>■ 社員証</li><li>■ 学生証</li><li>■ 子どもの医療証</li><li>■ 医療受給者証</li></ul> <p>※デジタル学生証などは、本人確認書類としてお使いいただけません。</p>

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

